

Ⅱ いきいきと暮らすしくみづくり

1 未病改善の取組の推進

[現状と課題]

- 本県では、健康と病気は二分論ではなくグラデーションであり、連続的に変化していくものであるという「未病」の考え方に立ち、食・運動・社会参加を通じた「未病改善」の取組を進めています。

健康	未病	病気
----	----	----

- この「未病」の考え方は高齢者の心身の状態についても当てはまり、「介護を要する人」「介護を要しない人」という二分論ではなく、高齢者の心身の状態は自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉え、どのような状態にあっても改善を支援するという考えに立って取り組んでいくことが重要です。

介護を 要しない	介護を 要する
-------------	------------

- 本県では全国でも屈指のスピードで高齢化が進んでいくと予想されています。高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要です。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」では、高齢者をはじめ住民等の多様な主体が参画し、市町村が地域の実情に応じて、生活支援を含めた多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を行うことが重要です。その際、地域共生社会の実現に向けた視点を持って取り組むことや、こうした活動に参加する高齢者自身にとっての生きがいや未病改善につなげる視点が重要です。
- 本県における自殺者は令和元年で 1,076 人（警察統計）と、全国で 4 番目に多い状況にあり、性別では、男性の方が 7 割と多く、年齢別では、60 歳代は約 13%、70 歳以上は約 14%となっており、高齢期における自殺対策を推進する必要があります。
- 障害や身体的に機能低下のおそれがある高齢者が、地域社会や家庭で自立した生活を送れるよう、地域リハビリテーション^(※)の充実を図ることが必要です。

[目指すべき方向性]

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通

いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。

- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 元気な高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーションが適切に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わる人材の充実を図ります。

【参考指標】

第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合（単位：％）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
17.5		調整中		

注 各年度9月末現在。

< 1 > 地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

施策の方向

- ◇ 要支援者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、自立支援・重度化防止の取組を進めます。
- ◇ 地域の多様な主体による参画や、元気な高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- ◇ ICT も活用して自立支援・重度化防止に携わる人材の育成を人材育成を行うとともに、課題の解決に向けて市町村とともに取り組む伴走的支援に取り組みます。

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

○ 市町村の取組

市町村は、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、地域支援事業として「介護予防事業」を実施します。また、要支援者に対する訪問介護と通所介護は、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施します。この事業の内容は次のとおりです。

・ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方などの事業対象者に対するサービスです。

事業名	内 容
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

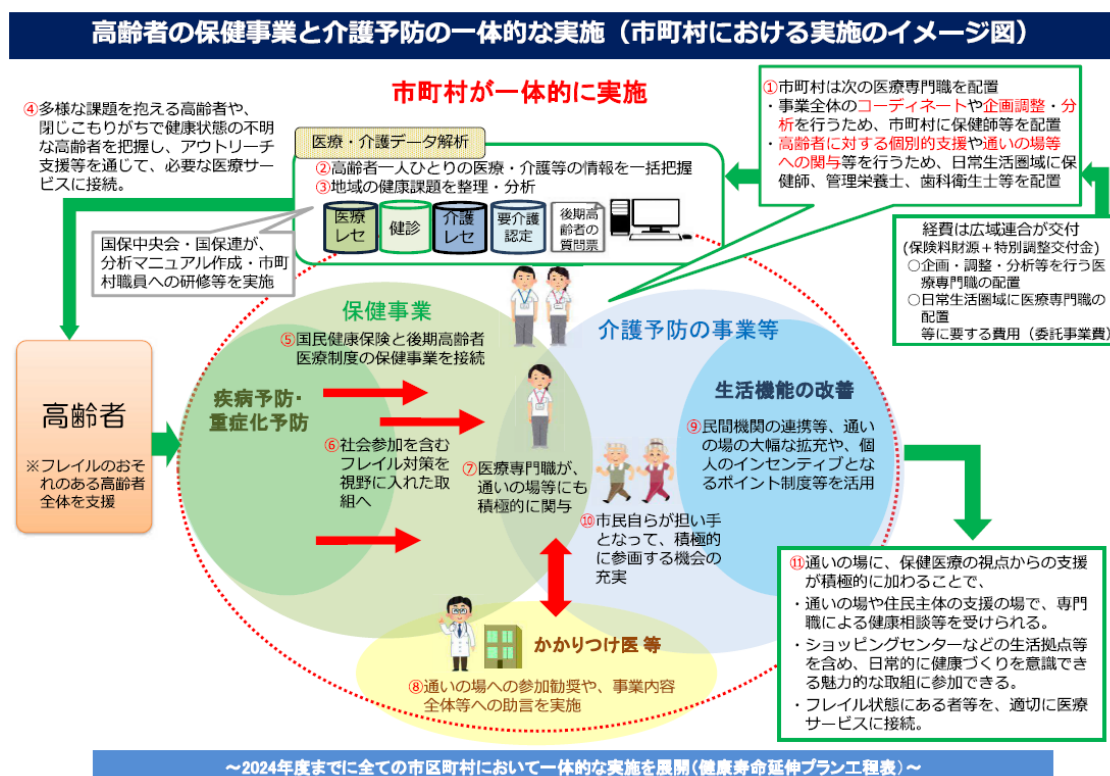
・ 一般介護予防事業

全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方が対象です。

事業名	内 容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	市町村が介護予防に資すると判断する地域における「住民主体の通いの場」等の介護予防活動の育成・支援を行います。

一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し一般介護予防事業の評価を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

また、2020（令和2）年度から、市町村は高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に行うことができるようになりました。これにより、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな事業を実施できるようになりました。



注 厚生労働省資料より

○ 県の取組

県は、広域的な観点から人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するほか、市町村が本来の役割機能を発揮できるよう、市町村に寄り添い、ともに考え課題に応じた支援を行う伴走的支援を実施するなど、市町村の支援を行います。

また、地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ICT も活用して生活支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、認知症未病改善やフレイル（虚弱）対策の取組を実施します。

元気な高齢者による高齢者福祉施設等でのボランティア活動を推進するとともに、介護予防にも有効な介護ボランティアポイント制度の普及を図ることにより、高齢者の参加による介護予防の取組を推進します。

【主要事業】

- ・ 地域包括支援センター職員等養成研修（県・指定都市）（再掲：本掲はP●）
- ・ 介護予防市町村支援事業（県）

介護予防市町村支援委員会の運営により、地域支援事業及び介護予防サービスについて、その効果的な実施が図られるよう、事業効果についての調査・分析及び評価を行うとともに、市町村を支援するための事業の検討などを行います。

また、市町村の「介護予防事業」や「住民主体の通いの場」で活動するボランティアやリハビリテーション専門職を対象に実務的な研修を実施します。

（研修体系のイメージ）

上級	【職能団体主催】 専門職向け専門研修
中級	【県主催】専門職向け基礎研修
初級	【県主催】初任者研修

- ・ 生活支援コーディネーター養成研修（県）（再掲：本掲はP●）
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施（県・市町村）

市町村では、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に行うことができるようになりました。

県は、この事業で配置される医療専門職の人材育成や市町村とともに事業の方向性を検討し、市町村の課題に応じた支援策の展開が図られるよう伴走支援を行うなど、市町村を支援します。

- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業（県・市町村・民間）

（１）コグニサイズの普及・定着

認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

（２）認知機能の評価に関する研修の実施

市町村職員等を対象に、国立長寿医療研究センターが開発した認知機能検査を活用した「認知機能評価研修」を実施し、認知機能評価に関するツールを知る機会とし、MCI（軽度認知障害）など、できるだけ早期に認知機能の低下に気づくことができる体制づくりに取り組みます。

- ・ 介護予防・生きがいつくり支援事業（県・民間）

地域での様々な活動に取り組む老人クラブとの連携・協働により、健康寿命の延伸を図るために地域が主体となって実施する健康づくり等に係る講座を「ゆめクラブ大学」として開講します。また、高齢者が地域支援事業の担い手として参加するために必要な知識・技術を習得する研修を地域の実情に応じて実施します。

- ・ 後期高齢未病改善推進事業（県・市町村）（再掲：本掲はP●）

新型コロナウイルス感染症と通いの場などの未病改善の両立

これまで、市町村においては「住民主体の通いの場」の充実や各種介護予防教室などに取り組んできたところですが、令和2年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大により外出の自粛を余儀なくされるなど、活動が低下することによる心身の状態の悪化が懸念されています。

感染リスクを抑えながら活動を継続していくことが求められており、市町村によってはインターネットを活用した体操などの動画配信などの取組が行われています。自宅でもできる活動など、国や県でも紹介しています。

国ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/yobou/index_00013.html

県ホームページ

「県内市町村の介護予防事業・生活支援事業に関する取組」（高齢福祉課）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f532468/index.html>

「今だからこそ！自宅で楽しく健康づくり～認知症未病改善に取り組もう～（高齢者の皆様へ）」（高齢福祉課）

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/kourei_jitakudekenkou.html

「新しい生活様式の中で心身の健康を保つために」（健康増進課）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/stayhometop.html>

【目標値】

住民主体の通いの場※への参加者数（単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
101,091	91,400	92,000	92,600	93,200

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

＜ 2 ＞ 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

一人ひとりの高齢者が健康でいきいきと自分らしい生活を送れるようにするためには、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことが大切です。また、障がいや身体的に機能低下のおそれがある高齢者が、地域社会や家庭で自立した生活を送れるようにするため、地域リハビリテーションの支援体制の推進を図ることが必要です。

施策の方向

- ◇ 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸等を目標とした「かながわ健康プラン 21（第2次）」に基づき、食生活改善等の県民の健康づくりを推進します。
- ◇ こころの健康づくりや歯及び口腔の健康づくり、認知症への備えなど未病改善の取組を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 関係機関の連携による地域リハビリテーションの支援体制を推進するとともに、一般介護予防事業へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

① 地域における健康づくりの推進

- 健康増進法に基づき、2013（平成 25）年 3 月に「かながわ健康プラン 21（第2次）」を策定し、「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸」と「県内の各地域の健康格差の縮小」の 2 つの全体目標の実現による健康寿命日本一をめざし、県民一人ひとりの健康づくりを推進しています。
- 総合的ながん対策である「神奈川県がん対策推進計画（※）」を推進するため、「神奈川がん克服県民会議」において、県民、企業、学校、行政が一体となったがん予防、早期発見に向けた県民運動に取り組めます。
- 「かながわ健康財団」を健康づくり運動の推進母体として、県・市町村・企業・健康関連団体・地域団体等と協力して、県民の健康づくりを支援していきます。
- 介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」対策に取り組めます。
- 市町村は、生活習慣病などの疾病予防及び介護予防の観点から、他に保健サービスを受ける機会のない 40 歳以上の方を対象に、健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。

【主要事業】

・健康増進対策事業（県）

生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活の改善を進めるため、健康づくりを推進するための体制づくりや研修会、健康増進を担う人材育成などを進めます。

・かながわ健康財団による健康づくり事業（民間）

県民の健康づくり・がん予防意識の普及啓発を行うほか、生活習慣病予防や介護予防に関連する事業を実施します。

・後期高齢未病改善推進事業（県・市町村）

介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」の兆候を自己チェックする機会を提供します。また、高齢者自らが地域の健康づくりの担い手として社会参加できる「フレイルサポーター」の養成を行います。

② 地域の食生活の改善

高齢期を元気でいきいきと暮らせるように、低栄養や生活習慣病に対する予防及び改善のための対策を推進します。

また、若い人も高齢者も、元気で健康に暮らすことができるよう、地産地消や食育等を通した医・食・農が連携した取組が求められています。そこで、生活習慣病予防に役立つ高機能性を有する県内産農産物を活用したレシピの普及を行い、病気にならない健康づくりを目指します。

【主要事業】

・ 地域食生活対策推進協議会による取組（県 ＊保健所設置市域除く）

県保健福祉事務所を核として、各種の栄養改善事業と関連の深い市町村、医療機関、福祉施設、食生活改善団体、民間企業等との連携を図り、地域特性に応じた栄養改善活動の円滑かつ効果的な推進を図ります。

・ 専門的栄養指導・食生活支援事業（県 ＊保健所設置市域除く）

県保健福祉事務所を核として、食生活や生活習慣に起因するところが大きい慢性疾患や長期療養の必要があるなど、個別性の高い疾患の重症化及び合併症の進行を防ぐとともに、生活の質の向上を目指して、個別の栄養指導や食事療法等の実践技術の改善を図ります。

③ こころの健康づくりの推進

高齢期においては、体の衰えに喪失体験などが加わってうつになりやすく、自殺を図る人も多くなっています。悩みや不安を抱える高齢者に対し、いつでも対応できる相談体制の充実などを図ります。

【主要事業】

・ こころの健康づくり専門相談事業（県）

県精神保健福祉センターでは、広く県民のこころの健康に関する電話相談を受け、専門的な立場から適切な対応を行います。

・ 精神保健福祉普及相談事業（県 ＊保健所設置市域を除く）

県保健福祉事務所・センターでは、こころの健康に関する面接・電話相談や、訪問支援を行います。

・ こころといのちのサポート事業（自殺対策）（県）

総合的な自殺対策を推進するため、「かながわ自殺対策会議」において関係機関・団体と連携を図るとともに、自殺対策講演会・シンポジウムを開催し、県民の自殺に関する理解を深めます。

- ・ こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）（県・指定都市）

うつ病に対するかかりつけ医の理解を深めるための研修を実施し、うつ病の早期発見、早期対応を図ります。

- ・ かながわ自殺対策推進センター事業（県）

自殺対策に係る研修会等、人材の育成や自殺対策に関わる情報を広く県民や関係機関に情報提供することで、地域における自殺対策を推進するとともに、市町村支援や自死遺族に対する相談を行います。

④ 歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実

生涯にわたって、満足度の高い食生活や社会生活を送り、健康寿命を延ばすために、歯及び口腔の健康づくりは大変重要です。

県民一人ひとりが歯及び口腔の健康を意識し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動や、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の予防と改善に取り組みます。

また、要介護者等が誤嚥性肺炎や低栄養状態になることを防ぐために、口腔ケアや口腔機能の維持・向上の充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業（県 ＊保健所設置市域除く）

在宅療養者への歯科疾患予防やQOL（生活の質）の改善を図るため、訪問口腔ケアを実施するとともに、在宅療養者等の自立と介護支援の体制づくりを地域で推進するため、介護に携わる者に対する口腔ケアの普及に取り組みます。

- ・ オーラルフレイル健口推進員養成事業（県 ＊保健所設置市域除く）

全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員の養成・育成研修及び交流会を行います。

- ・ オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業（県）

高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を図ります。

⑤ 未病改善の取組を支える環境づくり

県民が身近な場所で未病改善を進めるきっかけづくりの場である「未病センター」の設置を進めます。未病改善に向けた個人の行動変容を促進するため、本県がWHOと議論をしてして開発した「未病指標」を多くの県民に活用してもらうとともに、未来予測機能の実装に向けてデータの蓄積・分析を行います。

また、高齢化の進んでいる県営住宅を健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。

【主要事業】

・ 未病センターの設置促進（県）

県民が身近な場所で自らの身体の状態を把握し、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場である未病センターの設置を進めます。（市町村や企業・団体が設置し、県が認証。）

・ 未病指標の精緻化などに関する実証事業（県）

県が無償で提供するスマートフォン用アプリ「マイ ME-BYO カルテ」に実装した「未病指標」に未来予測機能の実装するためのデータの蓄積・分析を行います。

⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援・要介護になるおそれのある人に対して、未病改善の取組を進めます。

住民主体の「通いの場」等へのリハビリテーション専門職の派遣を支援し、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組を推進します。

【主要事業】

・ 地域リハビリテーション連携体制構築事業（県）

（１）神奈川県リハビリテーション協議会の開催

医療機関、介護保険施設、居宅サービス事業者、市町村等の関係機関が連携し、適切なリハビリテーションを提供するための支援体制のあり方を検討します。

（２）地域リハビリテーションの連携推進

「神奈川県リハビリテーション支援センター」において、情報提供やリハビリテーション提供のコーディネートを行い、県内のリハビリテーションを支援します。

・ 地域リハビリテーション活動支援事業（市町村）

地域支援事業により、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

⑦ 特定健康診査・特定保健指導の推進

医療保険者は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果に応じメタボリックシンドロームの予備群該当者の方に対して健康の保持への支援（特定保健指導）を行います。

県は、市町村等国民健康保険の保険者が実施する特定健康診査等の経費の一部を負担するとともに、市町村等の担当者を対象とした情報交換会を開催するなど、市町村の取

組を支援します。

⑧ 後期高齢者医療制度の円滑な運営

2008(平成 20)年 4 月から開始された後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化に伴い増大していく高齢者医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、また、75 歳以上の高齢者の心身の特性等を踏まえた医療給付を行うために創設された医療制度です。

○ 神奈川県後期高齢者医療広域連合における取組

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」(以下、「広域連合」という。)では、後期高齢者医療制度における医療給付、保険料の賦課等を行い、制度の健全・円滑な運営を担います。

○ 市町村における取組

市町村では、後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務や被保険者への窓口業務を担当し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を担います。

○ 県における取組

県では、広域連合や市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全・適切に行われるよう必要な助言・援助を行います。また、広域連合や市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審査・裁決を行う附属機関として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき後期高齢者医療審査会の設置・運営を行います。

⑨ 「健康団地」の取組

県営住宅において、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取組を推進します。

【主要事業】

・団地再生整備事業(県・市町村・民間)

高齢化の進んでいる県営住宅を、健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。

県営住宅における交流サロン等の開設(累計)の目標値 (単位: 団地)

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
11	15	19	23	27

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

2 社会参画の推進

〔現状と課題〕

- 健康寿命が延び「人生 100 歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが生涯生きがいを持っていきいきと暮らしていける社会の実現が求められます。
- 現在の高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれ）が退職年齢を過ぎ、この傾向は今後より一層進展することが予想されます。
また、働き方についても、多様化、柔軟化等が求められます。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。
- 雇用においては、2013(平成 25)年 4 月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、段階的に 65 歳までの継続雇用等が義務付けられていますが、依然として高齢者の雇用情勢は厳しい状況にあります。
- 相当数の方が労働市場に出ていく一方、個々の高齢者の働き方のニーズは多様化しています。
- これらを踏まえ、地域社会においても、団塊の世代を含め、高齢者が地域社会を支え合う一員として積極的な役割を果たすことが一層期待されます。
- 今後は、元気な高齢者が、働くことやボランティア活動への参加など、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められます。

〔目指すべき方向性〕

- 「人生 100 歳時代」において、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、新たな資格・スキルを学べる場や機会を「つくり」、また、活躍できる場に「つなげる」しくみを創出します。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICT も活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

【参考指標】

神奈川県×Peatix 特設ページ「好きかも！を見つけよう」のページビュー数の目標値

(単位：PV)

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
133,393	120,000	144,000	168,000	192,000

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

< 1 > 地域共生社会の実現に向けた活動への支援

高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画活動を支援するための様々な取組を推進することが必要です。

施策の方向

- ◇ 高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを推進します。

① 人生 100 歳時代の設計図の取組の推進

「人生 100 歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、NPO 等の多様な主体が情報を共有し、協働して取組を進めていくかながわ人生 100 歳時代ネットワークを通じて、学びの場から活躍の場（就労や地域活動）へつなぐしくみづくりなどを行い、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。

② 老人クラブ活動の推進

老人クラブは、地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を進めています。県では、多様な価値観を持つ高齢者のニーズに対応した魅力あるクラブ活動の推進や、子どもの見守り等の次世代育成支援、安全・安心対策などの取組、また、ICTを活用した、地域や仲間とのつながりを持続できるような取組を、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携し、支援します。

【主要事業】

- ・ 神奈川県老人クラブ連合会による老人クラブ活動の推進（民間）
地域のニーズに対応した魅力ある活動を進めるため、市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの育成指導などに取り組みます。
- ・ 老人クラブ助成費補助事業（民間）
ボランティア活動、生きがいづくり活動、健康づくり活動や友愛チームによる訪問活動を行う単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、県と協調して支援します。
- ・ 介護予防・生きがいづくり支援事業（県・民間）（再掲：本掲はP●）
- ・ 老人クラブによる訪問活動への支援（県・横浜市・川崎市）（再掲：本掲はP●）

③ ボランティア活動等の推進

かながわボランティアセンターやかながわ県民活動サポートセンター等において、県

民のボランティア活動等に対する様々な支援を行います。

また、介護ボランティアポイント制度について未実施の市町村に対し、同制度の普及を図ることにより、高齢者のボランティア活動を推進します。（再掲：本掲はP●）

【主要事業】

- ・ かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進（民間）（再掲：本掲はP●）
- ・ かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進（県）（再掲：本掲はP●）
- ・ 地域介護予防活動支援事業（市町村）（再掲：本掲はP●）
- ・ 生活支援コーディネーター養成研修（県）（再掲：本掲はP●）

④ 情報アクセシビリティの推進

高齢で身体能力が低下した方を含め、誰もが情報通信技術の利便を享受できるようにするなど、情報アクセシビリティを推進します。

【主要事業】

- ・ ITアクセシビリティ推進事業（県）
神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に則り、JIS規格に準拠した県ウェブサイトの作成に努めるとともに、検証・試験の実施によりウェブアクセシビリティの維持・向上を図ります。

< 2 > 就業に対する支援

働き続ける意欲をもった高年齢者に対し、経験や知識をいかして活躍できるよう、多様な就業ニーズに応える取組を推進する必要があります。

施策の方向

- ◇ **個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。**

① 中高年齢者の就業支援の推進

中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、40歳以上の中高年齢者の就業支援を行う「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等と、国の職業紹介をあわせて実施することにより、利用者の利便性を図ります。また、民間教

育訓練機関等に委託して、離職者等を対象とした訓練を実施します。

【主要事業】

・「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の運営（県）

国（神奈川労働局）との密接な連携のもと、40 歳以上の中高年齢者の多様な働き方の相談に対応する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営します。

・離職者等委託訓練事業（県）

民間教育訓練機関等に委託して、様々な実務知識・技能を習得する訓練を実施する、離職者等委託訓練事業において、「中高年向き」のコースを設定し、同コースの定員の 50%を 45 歳以上の中高年優先枠とします。

「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率の目標値

（単位：％）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
42.6	41.0	45.5	50.0	50.0

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

② シルバー人材センター事業の支援

健康で働く意欲のある高年齢者に、臨時的・短期的または軽易な就業の機会を確保し組織的に提供するシルバー人材センター等の指導・育成を図ります。

【主要事業】

・シルバー人材センターの育成指導（県・市町村）

シルバー人材センター及び生きがい事業団の指導・育成を行うとともに、県内全域でシルバー人材センター事業を展開するために設立された神奈川県シルバー人材センター連合会の機能強化を図るため、助成・指導を行います。

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

〔現状と課題〕

- 高齢社会においては、価値観が多様化するとともに、社会の変化に対応して新たな知識や技術を習得する機会が必要となってきます。そのような中で、いつでも多彩な学習機会を確保し、高齢者が学ぶことを通して自己実現や心の豊かさの充足を図り、いきいきと暮らせるよう支援することが大切です。
- 健康づくりなどを支援するため、スポーツ等に親しむことができるよう、多様な機会と場の拡充が必要です。
- 各世代が高齢社会についての理解を深めることができるよう、世代間の交流を促進することが必要です。

〔目指すべき方向性〕

- 高齢者が健康で生きがいのある生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。
- 学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

【参考指標】

高齢者のスポーツ等の交流大会である、かながわシニアスポーツフェスタの参加者数の目標値

(単位：人)

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
6,021	3,900	4,000	4,100	4,100

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

< 1 > 生涯学習・生涯スポーツへの支援

高齢者の学習に対する意欲の向上をはじめとして、生きがいをづくりや健康づくり、さらには世代間の交流の促進などを図るため、生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援を行う必要があります。

施策の方向

- ◇ 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代の方とともに参加する機会を提供します。

① 生涯学習・文化活動への支援

高齢者が自らの経験、知識、意欲を活かして行う生涯学習活動や文化活動を支援し、生涯にわたり地域で健康にいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。

【主要事業】

- ・ 県立社会教育施設における生涯学習事業の実施（県）

県立社会教育施設において、各館の専門性や特色を生かした展示・講座などを開催します。

- ・ 県立学校公開講座の開催（県）

県立学校の施設や人材を活用して、多様な学習・文化系講座やスポーツ教室を開講することにより、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、異なる世代が共に学び合える機会を提供します。

- ・ 県立保健福祉大学公開講座の開催（地方独立行政法人）

県立保健福祉大学の研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、また、開かれた大学として地域社会に貢献するため、公開講座を開催しています。

- ・ 「ゆめかながわシニアフェスタ」の開催（県）

高齢者の文化的活力を地域に広げ、生きがいを高めることを目的に、高齢者の日ごろの文化活動の成果を発表する場として、「かながわシニア美術展」を開催します。「ゆめかながわシニアフェスタ」では、「かながわシニアスポーツフェスタ」と「かながわシニア美術展」を開催しています。

- ・ 共生共創事業の実施（県）

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー(マグカル)の取組の一環として、共生社会の実現等を意識した魅力的なコンテンツの創出と発信を行います。具体的には、県民に幅広く親しんでいただける、障がい者や高齢者等が参加する、演劇等の良質な内容の舞台公演や、関連するワークショップ等を開催します。

共生共創事業の公演等の参加者数の目標値 (単位：人)

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
6,947	5,400	5,700	6,000	6,000

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

② 生涯スポーツへの支援

高齢者の健康・生きがいをづくりの支援と普及を図るため、健康・体力づくり運動を推進し、これらが暮らしの一部として習慣化することを推進します。

また、スポーツ等に親しむことができる機会や場の提供を推進します。

【主要事業】

・健康・体力づくり運動の推進（県）

3033（サンマルサンサン）運動（1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、暮らしの一部として習慣化すること）を中心に、身近なところで誰もが気軽にできるスポーツ活動の普及・啓発を行います。

特に高齢者に対しては、ライフステージに応じて運動やスポーツに親しめるよう、高齢者向け3033運動プログラムの普及・啓発を行います。

3033（サンマルサンサン）運動



・県域・広域スポーツイベントへの支援（民間）

県内レクリエーション団体などが行うスポーツレクリエーション、ニュースポーツ等のイベントの開催を支援します。

・「かながわシニアスポーツフェスタ」の開催と「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加支援（県 ＊全国健康福祉祭への参加支援については、指定都市域除く）

高齢者の健康の保持増進、生きがいをづくりの支援を目的に、日ごろの健康、スポーツ活動の成果を発表する総合スポーツ大会として、「かながわシニアスポーツフェスタ」を開催します。

また、県内の健康・スポーツ活動等の高揚を図るため、毎年秋に開催されている全国の高齢者のスポーツ・文化の祭典である「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、県代表選手団を派遣します。

- ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の本県開催に向けた取組（県・指定都市）

平成 31 年に設立した「ねんりんピックかながわ 2021 実行委員会」（令和 2 年に「ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会」に改称）において、平成 31 年 2 月に大会の概要をまとめた「基本構想」を、令和 2 年 1 月により詳細な事業内容をまとめた「実施要綱」（令和 3 年 1 月に改訂）を策定しました。これらを基に、令和 4 年 1 月（予定）に各イベントや各交流大会への参加手続等をまとめた「開催要領」を策定するとともに、令和 4 年 11 月の大会開催に向けて、総合開・閉会式や各イベントの実施計画、選手等の輸送計画の策定など大会運営全体に関わる業務を進めます。

＜ 2 ＞ 活動・交流の場の提供

健康づくりなどを支援するため、学習やスポーツ等に親しむ機会の提供につながるよう、多様な活動・交流の場の拡充が必要です。

施策の方向

- ◇ **学校等の地域の資源をいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。**

① 学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供

学習やスポーツなどの活動や交流体験の場を提供します。

【主要事業】

- ・ 県立学校の学習施設、体育施設の地域開放（県）

学校の会議室、音楽室、美術室等の学習施設、体育館や運動場などの体育施設を地域に開放することにより、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、学習や文化、スポーツ等の活動や交流の場を提供します。

- ・ 介護予防・生きがいづくり支援事業（県・民間）（再掲：本掲は P●）

Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

1 介護保険サービス等の適切な提供

〔現状と課題〕

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

〔目指すべき方向性〕

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が、適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組めます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。

< 1 > 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

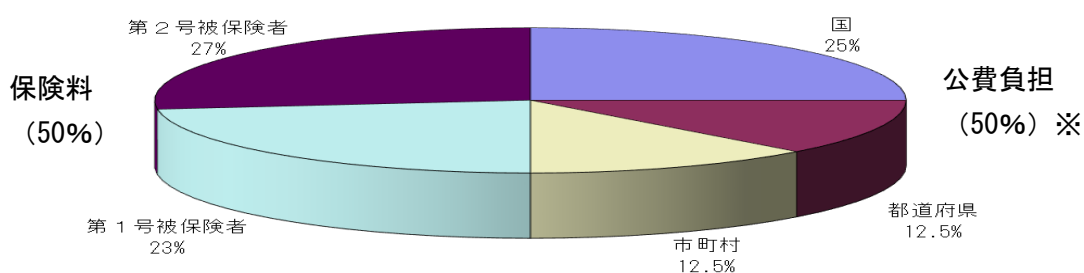
介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されますが、給付費の負担割合は、次のとおりです。

介護保険制度における費用負担

介護保険制度では、介護サービスを利用する場合には、費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）が利用者負担となります。

残りは、介護給付費で賄われますが、その財源は、2分の1が公費負担であり、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です。

(介護給付費の負担割合)



※ 施設に係る公費負担割合は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となります。

注1 第1号被保険者・・・65歳以上。介護保険料を市町村に納付。

注2 第2号被保険者・・・40歳以上 65歳未満。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

① 介護保険サービスの適切な提供

市町村は、保険者として、日常生活圏域ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

② 介護保険制度の円滑な運営

市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

介護サービス給付費等の見込み

年 度 区 分	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	合 計	2025
総給付費（居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス）（a）	億円	億円	億円	億円	億円
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料（b）	億	調整中			億
介護サービス給付費等合計 （a）+（b）=（c）	億				億
要支援・要介護認定者数 （d）					人
1人当たり給付費等 （c／d）	千円	千円	千円	－	千円

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

事業運営期間（令和3～令和5年度）の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保 険 料	第1号被保険者	億円	調整中	
	第2号被保険者			
公 費	国庫負担金			
	国調整交付金			
	県負担金			
	市町村負担金			
合 計			兆 億円	

介護保険財政安定化基金の運営

各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2020(令和2)年度末残高（見込み）

約 億円

＜２＞ 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮やサービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

① 低所得者の負担への配慮

○ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第１号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第１号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、１か月に支払った利用者負担額（１世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

○ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の１割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則 1/4 を軽減します。

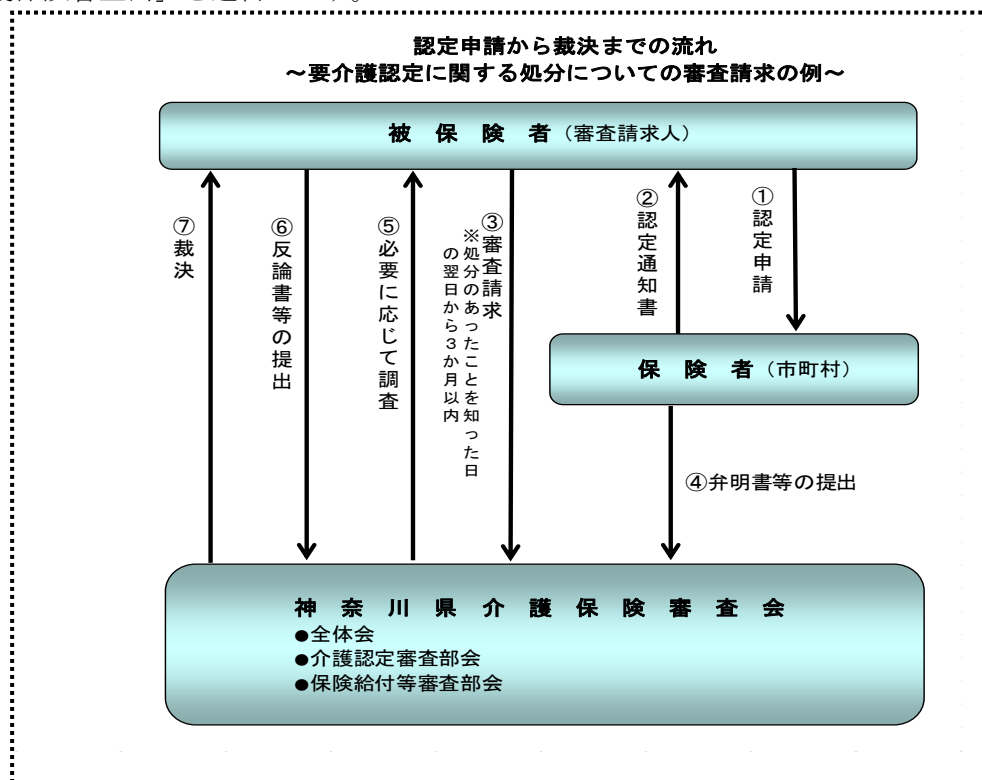
【主要事業】

・低所得者利用負担対策事業（市町村）

低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助を行います。

② 介護保険審査会の運営

介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



③ 介護サービス事業者の適切な指定・指定更新

適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービスを提供しようとする事業について、申請に基づき人員、設備等に関する審査を行い、県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設及び介護医療院は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。

居宅系サービスについて、指定申請手続を行う前の早い段階から、指定基準等の内容をあらかじめ理解する機会を設け、基本的な知識の習得を図ります。

また、介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。

なお、2012年4月1日から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年4月1日から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。

指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加していることから、県は関係機関と連携し、指導等の強化に取り組むほか、市町村が行う地域密着型サービスの指導・監査を支援します。

事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告の在り方も含めて指導を徹底するほか、個別に県に報告のあった事故事例・内容を精査し、改善すべき点や好事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

○ 指導

<集団指導>

・ 集団指導講習会

介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。

・ 新規セミナー

新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。

・ 開設予定事業者向け説明会

指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。

<実地指導>

介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。

<市町村支援>

地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。

<その他の指導>

未届の有料老人ホームについては、集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。

○ 監査

介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼として介護サービス事業者に対して、監査を実施します。

監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。

⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

○ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報について報告を受け、事実かどうか確認が必要なものを調査した上で、公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取り組みにより、一層、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、今後も介護サービス情報公表の制度の円滑な実施に取り組みます。

なお、調査や公表に関する事務は、県が指定する調査機関及び公表機関が行います。

○ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

<インターネットによる情報提供>

介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。
介護情報サービス かながわ	かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。 介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。
県ホームページ	介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報はじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。

⑥ 介護サービス評価制度の普及

介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

○ 福祉サービスの質の向上

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

【主要事業】

・福祉サービス第三者評価推進事業（民間）

神奈川県社会福祉協議会に置く、県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証・評価調査者の養成等第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

○ 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）のサービス評価

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自ら行った自己評価の結果と外部の評価機関が行った外部評価の結果を対比させ、さらに公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

⑦ 相談・苦情対応体制の充実

市町村が実施する介護相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。また、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、さらに、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村において、監査等を実施するなど、関係機関の連携による相談・苦情対応体制の充実に努めます。

【主要事業】

・介護相談員派遣等事業（市町村）

介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

2 人材の養成、確保と資質の向上

〔現状と課題〕

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。
今後、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、人材の養成や確保を図るとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、資質の向上に取り組むことが重要となります。
- 本県における介護人材にかかる需給推計※では、2020年度は、約14.5万人の需要に対して供給が約14.3万人となり、約2千人の不足が生じる見込みですが、2025年度には、さらなる人材確保対策を講じなければ、約17.4万人の需要に対して供給が約15.3万人となり、約2.1万人の差が生じる見通しとなっています。この差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。
- 介護職員初任者研修修了者等の介護職員は、要介護者の状況や意向を的確に反映して、効果的なサービス提供を行うことが期待されています。今後も、サービス需要の増加に応じた人材の養成が求められるとともに、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- 介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者が心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、連絡調整やケアプランの作成を行う専門職として、介護保険制度の中核的な役割を担っています。今後も、サービス需要の増加に応じた養成が求められるとともに、資質や専門性の向上に向けた取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

※ 出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」
(2018(平成30)年5月21日)

〔目指すべき方向性〕

- 介護職員の確保については、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組むことにより、2020年度に不足が見込まれる約2千人、2025年度に不足すると見込まれる約2.1万人の介護職員の確保を目指します。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員について、引き続き養成を図るとともに、国の動向を踏まえながら、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員については、実務研修受講希望者に対する試験の実施により高い資質を確保するとともに、試験の合格者に対する実務研修の実施や、現任者等を対象とした研修の体系的な実施により、その資質の向上を図ります。

- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進して働きやすい環境づくりを支援します。

< 1 > 保健・医療・福祉の人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

施策の方向

- ◇ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、必要な人材が確保できるよう保健・医療・福祉の各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる総合的な知識や技術とともに、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材を養成するため、県立保健福祉大学で、保健・医療・福祉に関する総合的な人材の養成に努めます。

【主要事業】

・県立保健福祉大学の運営（公立大学法人）

県立保健福祉大学では、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な人材を養成しています。

また、より高い専門性と総合的な能力を発揮できる人材の育成を行うため、大学院を設置しています。

さらに、県立保健福祉大学に付属して設置している「実践教育センター」では、福祉施設や病院等で働いている方々の資質向上を目的とした教育研修を行います。

② 介護職員等の養成

○ 介護職員初任者研修修了者の養成

県内における介護サービスの提供に必要な介護職員の確保のため、介護職員初任者研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保し、介護職員の養成に努めます。

また、一定の基準に基づく研修事業者の指定や、指定事業者の指導を通じて、質の高い人材養成を目指します。

○ 多様な人材の養成

人材のすそ野拡大を進め、地域の中高齢者、若者、外国籍県民など多様な人材層を対象に人材の養成に取り組みます。

○ 介護支援専門員の養成

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、本人の希望や心身の状況を踏まえたサービス計画を作成するとともに、計画に沿って適切な介護保険サービスが利用できるよう介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

「介護支援専門員実務研修受講試験」

介護支援専門員実務研修の受講希望者を対象に、指定事業者が介護保険制度や要介護認定等、居宅サービス計画などに関する必要な専門知識などを有していることを確認するための試験を実施することにより、介護支援専門員の高い資質を確保します。

「介護支援専門員実務研修」

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識・技術を修得するための研修を提供し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。

○ 主任介護支援専門員の養成

一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、専門性の高い研修を実施することで、より一層の資質向上を図ります。

【主要事業】

・ 介護職員初任者研修修了者の養成（民間）

介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修（介護職員初任者研修）を実施し、介護職員を養成します。

・ 介護分野未経験者等参入促進事業（県・指定都市）（再掲：本掲はP●）

・ 介護支援専門員の養成（県）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に実務につくための研修を実施し、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。

・ 介護支援専門員の資質向上（県）

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

③ 各分野の専門人材の養成

○ 看護師等の養成

県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】

- ・ 県立看護専門学校の運営（県）
質の高い看護師等の養成を進めます。（衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校）
- ・ 看護師等養成所運営費補助（県）
民間の看護師等養成所での養成を支援します。

○ 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

④ 介護認定調査員等、介護相談員の養成

要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護相談員の養成を進めます。

【主要事業】

- ・ 介護認定調査員等研修事業（県）
公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。
- ・ 介護相談員養成研修等事業（県）
介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。

⑤ 高齢な障がい者への援助人材の養成

高齢な障がい者に対しケアを行う施設の従事者などの養成、資質の向上を推進します。

【主要事業】

- ・ 高齢知的障害者援助研修研究事業（民間）
高齢障がい者への支援は、介護保険制度からのサービス提供を基本としながらも、

必要があれば障害福祉サービスの提供もできるため、障害者施設やグループホーム等においても、高齢者の状態に配慮した支援ができるよう、研修等を通して介護等従事者の養成、資質の向上に努めます。

< 2 > 保健・医療・福祉の人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士^(※)・介護福祉士^(※)等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

① 保健・医療・福祉分野への参入促進

「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、保健・医療・福祉分野での就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、就業を支援する取組や、保健・医療・福祉に関する資格を持ちながら現在就業していない方や離職した方への再就職支援、仕事に関する理解促進などを通じて、保健・医療・福祉人材の確保・定着を図ります。

【主要事業】

・「かながわ福祉人材センター」による就労支援（県）

「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組めます。

また、福祉介護の仕事を知ってもらう機会として、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催するなど、福祉介護の仕事の魅力の発信・普及啓発にも取り組み、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たしていきます。

・福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業（県）

「かながわ福祉人材センター」に福祉現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うことで、福祉介護の確保・定着の促進を図ります。

・ 潜在介護福祉士等再就業促進事業（県）

結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供することにより福祉介護人材の確保を図ります。

・ 「神奈川県ナースセンター」による就業支援（県）

「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。

・ 介護分野未経験者等参入促進事業（県・指定都市）

介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あっ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。

・ 介護助手導入促進事業（県）

介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務（洗濯、清掃、食事配膳など）を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。

・ 生活支援サービス担い手等養成研修（県）

地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材を養成するため、生活支援サービス担い手養成研修及び移動（輸送）サービス従事者養成研修を実施します。

② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

有能な人材を育成し、確保するため、県内で就業する意志を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。

修学資金の概要

種 類	職 種	概 要
看護師等修学資金	保健師 助産師 看護師	県内において看護師等の業務に従事する有能な人材を養成し、確保するため、県内の看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。
理学療法士等修学資金	理学療法士 作業療法士	県内において理学療法士等の業務に従事する有能な人材を養成し、確保するため、理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意志を有する学生に修学資金を貸与します。

種 類	職 種	概 要
介護福祉士等修学資金	介護福祉士 社会福祉士	県内において福祉介護人材を確保するため、社会福祉士、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしてしながら実務者研修を受講される方に必要な修学資金等や、介護職を離職された方が、再度介護職として就職する場合に必要な費用等の貸付を行います。

③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】

・神奈川県版ファーストステップ研修（県）

中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。

・介護職員のキャリアアップ支援（県）

介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や外国籍県民向けの研修などを通じ、福祉・介護人材の確保と定着促進を目指します。

【主要事業】

・高校生介護職場体験促進事業（県）

「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。

また、インターンシップによる職場体験の促進・充実を図り、将来の福祉介護を支える人材の確保につなげていきます。

・介護人材確保対策推進会議（県）

行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進していきます。

・福祉・介護職場体験事業（県）

福祉介護の仕事に関心のある方を対象に、職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。

・外国籍県民への就労支援（県）

外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。また、外国籍県民に対して、福祉介護の現場で必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事の定着につなげます。

・ 外国籍県民定着支援事業（県）

本人や受入れ事業所を対象とした相談窓口を設置し、介護現場での困りごとなど双方の相談にのり、解決に向けたアドバイスをを行い、外国籍県民介護職等の就労継続を支援します。

⑤ 福祉介護人材の定着の促進

介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者から中高年齢者までの多様な人材の確保・定着を図る必要があります。

そのため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めるとともに、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメント事業を実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】

・ 「介護フェアinかながわ」の開催（県）

11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェアin かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。

・ かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」（県）

サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。

・ 「かながわ感動介護大賞」表彰事業（県）

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

・ 介護職員表彰等事業（県）

県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を「神奈川県介護賞」として表彰するとともに、民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を「神奈川県社会福祉関係者等表彰」として表彰します。

また、社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を「かながわ福祉みらい賞」として表彰します。

・ 介護事業経営マネジメント支援事業（県）

中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、職場環境に応じたキャリアパスの整備等

の運営上のマネジメント支援を行います。具体的には、経営課題等に関するセミナーの開催や経営アドバイザーの派遣により、介護職員の労働環境の整備を促進し、介護人材の確保・定着につなげます。

- ・ 介護職員子育て支援代替職員配置事業（県）

介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助を行い、介護人材の定着を促進します。

- ・ 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業（県）

介護職員の新たなキャリアパスの構築又はキャリアパス制度維持のための制度の介護サービス事業者への周知や加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の新規取得及び上位区分への変更並びに労働環境の整備に関する介護サービス事業者の取組を一層推進します。

< 3 > 保健・医療・福祉の人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

施策の方向

- ◇ **介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。**

① 介護職員の資質の向上

施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。

また、認知症高齢者に対する介護サービスの充実が求められていることから、認知症介護技術に関する研修や講座を実施し、介護職員の資質向上に取り組みます。

さらに、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月から、一定の条件の下で、所定の研修を修了した介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアが、法に位置付けられました。施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう人材養成を進めます。

【主要事業】

- ・ 認知症介護研修事業（県・指定都市）（再掲：本掲はP●）
- ・ 地域密着型サービス関係研修事業（県）

厚生労働省の定める要綱等に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成します。

- ・ 神奈川県版ファーストステップ研修（県）（再掲：本掲はP●）

- ・喀痰吸引等研修支援事業（県）

介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。

- ・高齢者施設等職員研修事業（県）

介護保険施設等に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした研修を実施することにより、各専門職の知識、技術等の向上を図ります。

- ・介護職員のキャリアアップ支援（県）（再掲：本掲はP●）

② 介護支援専門員の資質の向上

実務に携わっている介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

- ・介護支援専門員の資質向上（県）（一部再掲：本掲はP●）

現任の介護支援専門員等に対し、実務経験に応じた研修を定期的に提供することにより、医療との連携や多職種協働を図り、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なケアマネジメントを実践するための知識・技術の修得を図り、介護支援専門員の資質向上を図ります。

また、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

- ・包括的支援事業（市町村）

市町村では、地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

③ 各分野の専門人材の資質の向上

保健・医療・福祉サービスに携わる専門人材の資質向上を促進します。

○ 看護職員に対する取組

資質向上研修をはじめとした各種研修事業を実施し、資質の向上を図ります。

○ 介護福祉士・社会福祉士^(※)等に対する取組

施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、資質の向上を図ります。

また、「神奈川県介護福祉士会」や「神奈川県社会福祉士会」との連携を図り、資質の向上に取り組みます。

○ 理学療法士、作業療法士^(※)、柔道整復師等に対する取組

「神奈川県理学療法士会」、「神奈川県作業療法士会」等との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組みます。

○ **歯科医師、歯科衛生士に対する取組**

「神奈川県歯科医師会」や「神奈川県歯科衛生士会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組めます。

○ **管理栄養士、栄養士に対する取組**

「神奈川県栄養士会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組めます。

○ **薬剤師に対する取組**

「神奈川県薬剤師会」との連携を図り、人材の確保と資質の向上に取り組めます。

【主要事業】

・ 看護師等資質向上推進事業（県）

看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

・ 介護現場における看護職員研修（県）（再掲：本掲はP●）

・ 認知症疾患医療支援事業（県・指定都市）（再掲：本掲はP●）

④ 介護サービス相談員等の資質の向上

介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組めます。

【主要事業】

・ 介護相談員養成研修等事業（県）（再掲：本掲はP●）

・ 高齢者居住支援事業（県）

生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

3 サービス提供基盤の整備

〔現状と課題〕

- これまでも、介護サービスの提供基盤の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきましたが、今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、多くの人は、可能な限り在宅で暮らすことを望んでいることから、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築を進めつつ、常時介護を必要とする方が自宅等で暮らすことが困難な場合のために、引き続き特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームについては、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であることから、今後とも原則として、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心・安全に暮らせるよう、近年の豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害の多発や、コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たっては、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについては、2020年度に向けて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。さらに、施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促していくとともに、衛生用品の備蓄などの感染症対策の充実を図っていきます。

【目標】

特別養護老人ホームのユニット化を推進し、居住環境を改善するなどして、施設におけるサービスの質の向上を目指します。

< 1 > 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

市町村では、介護保険事業計画において、身近な日常生活圏域を定めることとし、その日常生活圏域において必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。

また、地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特定施設については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。

県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。また、地域包括ケアシステムの構築にあたり重要な役割を担うことが期待されている小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の普及啓発や、事業所が抱える運営課題等の改善に向けた支援を行います。

【主要事業】

・地域密着型サービス施設等整備費補助（県・市町村）

地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。

・小規模多機能型居宅介護セミナー・アドバイザー事業（県）

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの内容や特徴・魅力を幅広く周知するとともに、サービスの質の向上を図るため、事業者へアドバイザーを派遣する事業を実施します。

② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。

施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

○ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設^(※)）の整備

特別養護老人ホームの入所待機者については、2004(平成 16)年度以降、2 万人程度で推移してきましたが、2015(平成 27)年 4 月から特別養護老人ホームの新規入所者が原則として要介護 3 以上に重点化されたことから、入所待機者数は 2020(令和 2)年 4 月 1 日現在で 13,932 人に減少しました。

実質的な入所待機者の解消を目指し、今後 3 年間で約 **(調整中)** 床を整備し、2023(令和 5)年度に約 **(調整中)** 床とすることを目標として、特別養護老人ホームへの入所が必要な方々ができるだけ早期に入所できるよう努めます。

○ 入所が必要な方々の早期入所に向けた取組

・ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれ、また、施設における看取りの役割が重要になっていくことから、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

・ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

○ 介護老人保健施設^(※)の整備

介護老人保健施設については、在宅生活への復帰を目指しリハビリテーションを行う施設として、本来の機能が発揮できるよう、特別養護老人ホームの整備状況を踏まえながら、今後、3 年間で **(調整中)** 床を整備し、2023(令和 5)年度に約 **(調整中)** 床とすることを目標とします。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備計画

(単位：定員数)

区 分 \ 年 度	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
特別養護老人ホーム	37,187	38,039	39,697	調整中		
うち地域密着型介護老人福祉施設	711	769	1,001			
介護老人保健施設	20,373	20,273	20,614			
うち定員 29 名以下の介護老人保健施設	144	144	169			

注 **2018**(平成 30)、**2019**(令和元)年度は実績、**2020**(令和 2)年度は実績見込み。

○ 介護療養型医療施設^(※)

介護療養型医療施設については、2023(令和 5)年度末に廃止することとされていま

す。医療ニーズの高い中重度要介護者への対応の更なる強化に取り組むとともに、利用者の状況や医療機関の意向を踏まえ、2018(平成 30)年度に創設された介護医療院等に円滑に転換できるよう支援します。

○ 介護医療院の整備

2018(平成 30)年度から介護保険施設の新たな類型として設けられた介護医療院については、今後 3 年間は介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を優先することから、円滑な転換を支援します。

* 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム^(※)、地域密着型特定施設^(※)、介護専用型特定施設^(※)及び混合型特定施設^(※)については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

居住系サービスの整備計画

(単位：定員数)

年 度 区 分	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
認知症高齢者グループホーム	12,942	13,372	14,337	調整中		
介護専用型特定施設	6,125	6,294	7,469			
地域密着型特定施設	295	295	295			
混合型特定施設	32,026	33,118	33,038			

注 2018(平成 30)、2019(令和元)年度は実績、2020(令和 2)年度は実績見込み。

【主要事業】

・特別養護老人ホーム整備費補助 (県・指定都市・中核市)

社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。

・介護老人保健施設整備費補助 (県・指定都市・中核市)

医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。

・民間社会福祉施設整備借入償還金補助 (県・横浜市・川崎市^(注))

独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。

注 その他、市町村においても独自の制度として実施している場合があります。

③ 短期入所施設の整備

在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要であることから、市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量を整備します。

短期入所施設の整備計画

(単位：定員数)

年 度 区 分	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
短期入所施設	6,445	6,281	6,432			

注 2018(平成 30)、2019(令和元)年度は実績、2020(令和 2)年度は実績見

調整中

④ 軽費老人ホーム^(※)の整備等

軽費老人ホーム(ケアハウス^(※))は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設ですが、新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

⑤ 養護老人ホーム^(※)の整備等

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設ですが、地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

軽費老人ホーム等の整備計画

(単位：定員数)

年 度 区 分	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
軽費老人ホーム	2,135	2,135	2,135			
ケアハウス	1,501	1,501	1,501			
養護老人ホーム	1,350	1,350	1,350			
生活支援ハウス ^(※)	15	15	15			

注 2018(平成 30)、2019(令和元)年度は実績、2020(令和 2)年度は実績見込み。

調整中

< 2 > 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、原則としてユニット型を推進していきます。

○ ユニット化への改修など居住環境の改善に向けた取組等

特別養護老人ホームについて、市町村や施設に対し、ユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。

○ ユニットケア^(※)に対する理解の促進

ユニットケアの効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】

・ 高齢者施設改修費補助（県・市町村）

入所者の自立した生活の支援を図るため、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

② 拘束なき介護の取組の推進（再掲）

施設や事業所においては、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束の行為を行ってはいないこととされています。そこで、拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

・ 「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営（県） （再掲：本掲はP●）

- ・ 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修 (県) (再掲：本掲は P●)
- ・ 介護現場における看護職員研修 (県) (再掲：本掲は P●)

③ 介護サービス評価制度の普及 (再掲)

介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

○ 福祉サービスの質の向上 (本掲は P●)

神奈川県社会福祉協議会に置く、県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証・評価調査者の養成等第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。

○ 認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護) のサービス評価 (本掲は P●)

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、県が選定した評価機関による外部評価を受けることが義務づけられています。

これは、自ら行った自己評価の結果と外部の評価機関が行った外部評価の結果を対比させ、さらに公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的 to 実施します。

④ 質の高いサービス事業所の認証・表彰

介護サービス全体の質の向上を促進するため、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。

また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト 20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。

【主要事業】

- ・ かながわベスト介護セレクト 20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」 (再掲：本掲は P●)

＜３＞ 介護サービス事業所における災害や感染症に対する 対応力の強化

近年、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者施設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者施設等の災害対策の整備が喫緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、衛生用品の備蓄や感染症対策研修の実施など、施設の感染症対策への支援を進めます

① 災害対策

○ 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化等

市町村や関係団体と連携して作成した「高齢者福祉施設等の震災等防災チェックリスト」や国が作成した「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」などを活用して、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。

また、災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。さらに、入居者が安心して過ごすことができるよう、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。

○ 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に向けた取組を進めます。

また、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害発生時の施設間における介護職員等の派遣や要支援者の受入れなど、広域的な支援体制の確立に努めます。

【主要事業】

・ 給水設備等整備補助事業（県）

高齢者福祉施設の給水設備、非常用自家発電設備の整備等に必要な費用の補助を行います。

・ 災害時被災状況報告システムの運用（県）

災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告シス

テム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。

- ・ かながわ災害福祉広域支援ネットワークの構築（県、団体）
大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等への福祉的支援を行う介護職員等を派遣するため、支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。

② 感染症対策

○ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

高齢者福祉施設等における、新型コロナウイルス感染症等の感染症に備えた衛生用品の備蓄や簡易陰圧装置・換気設備の設置を支援します。

また、高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底を図ります。

さらに、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、高齢者福祉施設等の業務継続計画の作成を支援していきます。

○ 新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者福祉施設等に対する支援

高齢者福祉施設等において新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合には、関係部局や市町村と連携し、衛生用品の供与等の支援を行います。

また、施設間で介護職員を派遣する広域的な仕組みを構築し、施設サービスを継続できるよう支援を行います。

【主要事業】

- ・ 高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に対する支援（県）
高齢者福祉施設等における、新型コロナウイルス感染症対策に要する備品・設備の購入や感染症対策研修の実施等に対し、支援を行います。
- ・ 高齢者福祉施設等職員向け感染症防止対策研修等の実施（県）
高齢者福祉施設で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等支援事業（県）
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣する仕組みを構築します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症在宅サービス連携支援事業（県）
感染症拡大時においても、在宅介護サービスを継続的に提供するための市町村における体制整備を支援します。

4 介護現場の革新

〔現状と課題〕

- 少子高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなることが予想される一方で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の変革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられます。
- 介護ロボットや ICT といったテクノロジーの活用は、こうした課題への有効な解決策となれることから、介護事業所への導入の促進を図る必要があります。
- また、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減への取組が必要です。

〔目指すべき方向性〕

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

【参考指標】

生活支援ロボットの導入施設数（累計）（単位：箇所）

2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
257		300	350	400	450

注 2018(平成 30)年度は実績、2019(令和元)、2020(令和 2)年度は実績見込み。

＜１＞介護ロボット・ＩＣＴを活用した介護職員の負担軽減

高齢者へ適切な介護サービスを提供するため、介護ロボット・ＩＣＴを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者と介護者の触れ合う時間や利用者の安心感が増すよう取り組むことが重要です。

施策の方向

◇ 介護ロボット・ＩＣＴによる職務環境の改善、介護職員の負担軽減に努めます。

① 介護ロボット・ＩＣＴの導入推進

県では、介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、介護ロボット・ＩＣＴの導入を推進します。

○ 介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

介護ロボット・ＩＣＴは介護職員の身体的・精神的負担軽減など、職務環境の改善に有効と考えられますが、費用的な問題から導入をためらう事業所があるため、導入費用を補助することで、財政的な支援を行います。

○ 介護現場での理解・普及の取組

介護ロボット・ＩＣＴの導入について費用対効果が分からないなどの不安の声が介護事業所から上がっているため、「介護ロボット公開事業所」を拡大し、オンラインも活用しながら、視察・見学による活用現場を体感する機会を提供するなど、介護現場での理解・普及に取り組めます。

【主要事業】

・介護ロボット普及推進事業（県）

介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。

また、介護ロボット公開事業所として位置付けた事業所において、実際に活用して得られた評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学を受け入れるほか、導入効果を情報交換するセミナーの開催など、活用現場を体感する機会を通じ、機器の普及を推進します。

- ・ ICT導入支援事業（県）

介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等にかかる導入経費や、通信環境の整備費を補助します。

また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。

- ・ ロボット普及・浸透推進事業費

ロボットの普及・促進を図るため、介護施設等へ訪問し、様々な生活支援ロボットの体験を通じてロボットの有効性を実感してもらうとともに、安心してロボットを導入していただくため、一定期間ロボットを試していただく取組を行います。

＜２＞エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、テクノロジーを活用しながらエビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により、適切なケアを実施するため、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビックデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

① 介護ロボットの活用による適切なケアの実施

介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表するとともに、実証結果の検証を行うことで、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。

【主要事業】

- ・ 介護ロボット普及推進事業（再掲）
- ・ ロボット技術活用促進事業

生活支援ロボットの早期実用化を図るため、実証実験案件を全国から公募し、採択した案件に対し支援を行います。

② 介護現場でのオンライン化を進めるためのＩＣＴの導入の促進

従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビッグデータを蓄積するためＩＣＴを介護現場のインフラとして積極的に導入し、エビデンスに基づく介護サービスの提供に取り組めます。

また、これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オンラインによる研修等の実施を推進します。

【主要事業】

- ・ ＩＣＴ導入支援事業（再掲）

< 3 > デジタル化等による業務効率化の推進

介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため文書に係る負担軽減など、介護現場の業務の効率化への取組が必要です。

施策の方向

- ◇ **介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。**

① 文書負担軽減の取組

介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ＩＣＴ等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

○ 文書の簡素化、標準化の推進

不要な押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施していきます。

○ ＩＣＴの活用等に向けた検討

ウェブ入力や電子申請などＩＣＴの活用による負担軽減を可能とするために、国や事業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

Ⅳ 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

1 自立支援・重度化防止の取組の支援

〔現状と課題〕

- 介護保険制度は、その創設から 17 年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された 2000（平成 12）年度の約 3.5 倍の 30 万人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。
- 2025 年には、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となるほか、2040 年には、本県の高齢者人口は、総人口の 33.6%に達し、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。
- 2025 年に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが見込まれます。このため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。
- 2017(平成 29)年の介護保険法改正により、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むことが制度化され、介護保険事業計画にも取組内容と目標を記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。PDCAサイクルを活用し、保険者機能を強化していくことが求められています。
- 市町村の人員体制やノウハウの蓄積等の状況は地域によって様々であることから、県が積極的かつ丁寧な支援していくことが必要です。

〔目指すべき方向性〕

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

【参考指標】

第 1 号被保険者のうち、要介護 2 以上の者の割合（単位：％）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
17.5			調整中	

注 各年度 9 月末現在。

< 1 > データを活用した地域分析支援

現在、要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などについては、地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など地域差を必然的に生じさせる要素もあり、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められています。市町村のこの取組を都道府県は支援していく必要があります。

施策の方向

- ◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

① データを活用した地域分析支援

地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。

県は、地域包括ケア「見える化」システム (<https://mieruka.mhlw.go.jp/>) のデータを活用し、地域分析を実施するとともに、結果を市町村と共有します。また、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】

- ・ 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の実施（県）

地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。
また、市町村が行う地域分析を支援します。

市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

【目標値】

市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会の開催数 （単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
19	8	9	9	9

注 22019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

＜２＞ 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

施策の方向

◇ 市町村が行う介護予防や重度化防止の取組を支援します。

① 自立支援・重度化防止の支援

広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の支援を行います。

【主要事業】

・ 介護予防市町村支援事業（県）（再掲：本掲はP●）

介護予防市町村支援委員会の運営により、地域支援事業及び介護予防サービスについて、その効果的な実施が図られるよう、事業効果についての調査・分析及び評価を行うとともに、市町村を支援するための事業の検討などを行います。

また、市町村の担当者や介護予防サービス事業者など、介護予防に従事する者を対象とした実務的な研修を実施し、「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」を認定します。

・ 介護・認知症未病改善プログラム事業（県）（再掲：本掲はP●）

（１）コグニサイズの普及・定着

認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

（２）認知機能の評価に関する研修の実施

市町村職員等を対象に、国立長寿医療研究センターが開発した認知機能検査を活用した「認知機能評価研修」を実施し、認知機能評価に関するツールを知る機会とし、MCI（軽度認知障害）など、できるだけ早期に認知機能の低下に気づくことができる体制づくりに取り組みます。

【目標値】

介護予防市町村支援委員会（部会含む）の開催数 （単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
4	2			

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

介護予防従事者研修の修了者数 （単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
399				

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

住民主体の通いの場の参加者数 （単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
101,091	91,400	92,000	92,600	93,200

注 2018(平成30)、2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

住民主体の通いの場とは

（「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」（厚生労働省）による定義）

- ・ 体操や趣味活動を行い介護予防に資すると市町村が判断する場であること。
- ・ 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ・ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ・ 月1回以上の活動実績があり、市町村が「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものであること。

< 3 > 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

施策の方向

◇ ICT も活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

① 地域包括ケアを担う人材の育成

県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

- ・ 地域包括支援センター職員等養成研修（県・指定都市）（再掲：本掲はP●）

地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。

- ・ 地域ケア多職種協働推進事業（県）（再掲：本掲はP●）

県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で、多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

また、市町村や地域包括支援センターヘリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行い、市町村等の地域ケア会議を支援するとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について、多職種協働を推進するための研修を実施します。

- ・ 生活支援コーディネーター養成研修（県）（再掲：本掲はP●）

地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを養成するための研修や、生活支援コーディネーター同士のネットワーク化や資質向上のためのフォローアップ研修、地域フォーラム等を実施します。

- ・ 在宅医療施策推進事業（県・民間）（再掲：本掲はP●）

県内や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

【目標値】**地域包括支援センター職員等養成研修（現任者研修）の修了者数（単位：人）**

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
223	180	180	180	180

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。

在宅医療に携わる看護職員の養成数（県内の訪問看護ステーションに従事する看護職員数）（単位：人）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
3,450	3,661	3,911	4,161	4,411

注 2019(令和元)年度は推計値、2020(令和2)年度は実績見込み。

2 介護保険給付適正化の取組への支援

〔現状と課題〕

- 介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された 2000（平成 12）年度の約 3.8 倍の 34.5 万人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

〔目指すべき方向性〕

- 適正化事業の実施主体は保険者ですが、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、それぞれの特長を活かしながら必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を図っていく必要があります。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

① 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

県は、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）との連携のもと、保険者である市町村が本来発揮すべき保険者機能の一環として行う取組に対して支援を行い、一層の介護給付の適正化を進めます。

○ 市町村（保険者）の取組（主要 5 事業）

区 分	主 な 施 策 内 容
① 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
② ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着

	目して保険者がケアプランの点検を実施します。
③ 住宅改修等の点検	住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
④ 縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。
⑤ 介護給付費通知	利用者本人（又は家族）に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知します。

なお、市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組めます。

○ 県の取組

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

また介護サービス事業者に対する指導・監査を実施（詳細はP●）するとともに、県、市町村及び県国保連と意見や情報を交換する連絡会議を開催して、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し共有化するなど、県国保連と連携し、保険者である市町村による介護給付適正化の取組を支援していきます。

介護給付適正化に向けた役割

区 分	主 な 役 割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性のある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

【目標値】

市町村職員を対象とした介護給付適正化に係る研修会の開催数 （単位：回）

2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
9	1※	9	9	9

注 2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は実績見込み。※コロナ禍による減

【主要事業】

・ 介護給付等費用適正化事業（市町村）

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

・ 介護給付適正化推進特別事業費国保連補助（県）

神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」について補助を行い、国保連介護給付適正化システムを活用する等により、事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効率的・効果的な事業を実施する保険者に対して支援を行います。

第3章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会

計画の改定に向けての検討及び計画に掲げた施策・事業の評価を行い、計画の効果的、効率的な推進を図ります。

〔構成員〕 県民、医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(2) 福祉 21 推進会議

庁内関係局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

〔構成員〕 副知事、関係局長

(3) 市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議

市町村の策定する「老人福祉計画・介護保険事業計画」の取組を支援するとともに、市町村における取組状況を踏まえながら「かながわ高齢者保健福祉計画」を推進します。

〔構成員〕 県関係課職員、保健福祉事務所職員、市町村職員

(4) 地区保健医療福祉推進会議

保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉推進会議において、施策の広域的連携等、必要な調整を図ります。

〔構成員〕 保健福祉事務所長、医療関係者、福祉関係者、市町村職員等

(5) 地域包括ケア会議

県全域及び保健福祉事務所等の圏域単位で、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題等の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

〔構成員〕 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(6) 神奈川県認知症対策推進協議会

本県における認知症対策全般の推進について検討します。

〔構成員〕 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策・事業の実施状況及び達成状況について調査・分析を行うとともに、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において実績に関する評価を行い、評価結果をホームページで公表します。

また、評価結果を踏まえ、事業の改善等を行い、計画の効果的、効率的な推進を図るとともに、次期計画に生かしていきます。

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえて、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議等で調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。